

令和 7 年度中体連主催大会への地域クラブ活動の参加について

岩手県中学校体育連盟

令和 5 年度から地域クラブ活動が岩手県中学校総合体育大会へ参加できるようになったが、令和 6 年度からの参加については、岩手県新人大会を加え以下の通りとする。

なお、中体連主催大会とは、各地区中学校総合体育大会（以下、「地区中総体」という。）、岩手県中学校総合体育大会（以下、「県中総体」という。）、東北中学校体育大会、全国中学校体育大会、各地区中学校新人大会（以下、「地区新人」という。）、岩手県中学校新人大会（以下、「県新人」という。）を示す。

また、地域クラブ活動とは、地方公共団体が運営する地域クラブ活動及び多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、道場、民間など）が運営するスポーツ団体等を示す。

1 本連盟の考え方

【学校部活動の参加について】
① 学校部活動からの参加については従前通りとする。
② 生徒及び保護者は、参加区分を登録する。
【地域クラブ活動の登録について】
① 県中体連に登録を申請し、承認を得ること。承認の条件等は、令和 6 年度と同様。
② 令和 6 年 10 月 11 日付け令 6 日中体発第 305 号「令和 7 年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」及び本連盟が定めた競技細則を必ず確認すること。
【地域クラブ活動の参加について】
① 地区新人及び県新人への参加を認める。
② 「地区中総体・地区新人からの参加」を原則とする。
③ 中体連主催大会の団体競技及び団体戦に参加する際は、同一地区の学校に在籍する生徒のみで編成し、地区中体連を越えた編成は認めない。また、地域クラブ活動が中総体の個人競技及び個人戦に参加する際は、競技細則等を確認した上で生徒が在籍する学校の地区から参加する。
④ 地域クラブ活動が参加する場合であっても地区中総体・県中総体・地区新人・県新人のいずれも会期延長は行わない。
⑤ 地域クラブ活動が参加することにより、13 地区中体連のうち 1 地区でも会期内での開催ができなくなる競技がある場合は、中体連主催大会とは別に県全域の地域クラブ活動のみで行う大会を競技ごとに地域クラブ活動が主体となって実施する。上位大会への出場枠については、競技ごとに定める。
⑥ 競技ごとの細則については、日本中体連競技部細則に県中体連専門部が独自に定めた競技細則を追加して運用する。
⑦ 上位大会のないラグビー大会については、前年度同様に参加を認めない。

【学校部活動・地域クラブ活動共通事項について】

- ① 陸上競技（通信陸上大会・駅伝大会を除く）・相撲・ホッケーについては、**県中総体・県新人からの参加**とする。
- ② 水泳競技・スキー・スケート・アイスホッケーについては、**県中総体からの参加**とする。
- ③ 陸上競技・水泳競技・相撲の3競技に参加する場合は、**地区中総体・地区新人終了後に所属団体を変更**し県中総体・県新人に参加することも認める。ただし、県中総体・県新人の参加は、一人1種目とする。

2 生徒の参加区分の登録について

- (1) 中学校は、生徒及び保護者に対して令和7年度の中体連主催大会参加等について説明する。
- (2) 生徒及び保護者は、以下のA～Eの区分を選択し、参加区分登録書を学校へ提出する。

参加区分	参加形態
A	学校の部活動のみに所属し、学校部活動名で参加する。
B	学校の部活動と地域クラブ活動に所属し、学校部活動名で参加する。
C	学校の部活動と地域クラブ活動に所属し、地域クラブ活動名で参加する。
D	地域クラブ活動のみに所属し、地域クラブ活動名で参加する。
E	大会参加を希望しない。

- (3) 中学校は、提出された参加区分登録書を年度末まで保管する。
- (4) 参加区分登録書提出後、年度末まで参加区分を変更して中体連主催大会に参加することは認めない。ただし、陸上競技・水泳競技・相撲の3競技に参加する場合は、地区中総体・地区新人終了後に所属団体と変更し県中総体・県新人に参加することも認める。
- (5) 中体連主催大会出場を目的とせずに、部活動に参加することに対して制限を設けない。

3 本連盟が独自に定める競技細則について

以下の競技は、日本中体連の競技部細則に加え、本連盟が独自に定める競技細則を適用する。

専門部	内 容
柔道	個人試合においては日本中体連の競技部細則に準じて、地域クラブ活動での出場を認める。 団体試合においては「地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域の受け皿となっている地域クラブ活動」の参加を認める。 また、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」の解釈については、個別に県中体連事務局に問い合わせること。

4 地域クラブ活動の登録について

岩手県中学校体育連盟（競技専門部を含む）において認定を行う。必要に応じて競技団体（協会や連盟）の協力を得る。

- (1) 中体連主催大会の参加を認める条件
ア 中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 選手の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致し、県内の中学校に在籍している生徒であること。

ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会等公認スポーツ指導者資格を有する代表者もしくは指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 地域クラブ活動にあっては、（公財）岩手県スポーツ協会に加盟している各競技団体に登録していること。

オ 令和4年12月27日付けでスポーツ庁及び文化庁が発出した『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。特に、「2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進（5）適切な休養日等の設定」について運用していること。

カ 中体連主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 中体連（各競技専門部を含む）が主催する諸会議に代表者は必ず出席すること。

ク 地域クラブ活動で中体連主催大会に参加した場合、在籍中学校での中体連主催大会参加は認められない。その逆も同様である。

ケ 令和6年10月11日付けで（公財）日本中学校体育連盟が発出した「令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」及び本連盟が定めた競技細則を遵守し、大会に参加すること。

(2) 中体連主催大会に参加した場合に守るべき条件

ア 中体連主催大会実施要項及び出場する競技種目の申し合わせ事項等に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。

イ 中体連主催大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が選手を引率すること。

ウ 万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

エ 中体連主催大会参加費及び大会開催に要する経費については、各団体に負担すること。

オ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（同一団体に複数のチームの参加はできない）。

ただし、例えばスイミングスクールのように個別の施設を有し、異なる指導者が指導に当たっている場合などは、スクールごとの登録を認める。

(3) 中体連主催大会への参加を認めない場合

ア 登録申請及び参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合。

イ 大会における競技役員や審判へ協力しない場合や諸会議へ出席しない場合。

ウ 同一競技内において、在籍中学校と地域クラブ活動、又は地域クラブ活動どうしの複数登録を行った場合。

エ 複数の地域クラブ活動でチームを編成した場合。

オ 団体競技において、県境を越えるチーム編成を行った場合（東北中体連確認事項）。

※ 上記ア～オの場合、選手は出場機会を失うことになるので、地域クラブ活動の責任者は十分に注意すること。

(4) 登録の申請

ア 登録申請は、必要な書類を添えて、岩手県中学校体育連盟事務局に提出すること。

イ 申請期間は、令和6年2月6日（木）～3月3日（月）16時（必着）とする。

(5) その他

地域クラブ活動の中体連主催大会参加登録条件等は、必要に応じて毎年度修正等を行う。